

政令第三百二十号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十四条、第六十五条の十一第一項、第三項、第四項及び第六項並びに第六十五条の十二第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第八十七条の二十三第十一号中「援助」の下に「（以下「防衛大臣等の援助」という。）」を加え、同条を同条第十三号とし、同条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条第七号中「名称」の下に「及び連絡先」を加え、同条を同条第九号とし、同条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同条の次に次の一号を加える。

六 約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容（約束前の求職開始日がなかった場合には、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容）

第八十七条の二十三第三号の次に次の一号を加える。

四 再就職の約束をした日以前の隊員としての在職中における次に掲げる日のいずれか早い日（以下「約束前の求職開始日」という。）（約束前の求職開始日がなかった場合には、その旨）

イ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

ロ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

ハ 再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

第八十七条の二十三に次の一号を加える。

十四 防衛大臣等の援助以外の離職後の就職の援助（最初に隊員となつた後に行われたものに限る。以下「防衛大臣等以外の援助」という。）を行つた者の氏名又は名称及び当該防衛大臣等以外の援助の内容（防衛大臣等以外の援助がなかつた場合には、その旨）

第八十七条の二十六第十号中「防衛大臣又は官民人材交流センターによる離職後の就職の援助」を「防衛大臣等の援助」に改め、同条を同条第十二号とし、同条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、同条第六号中「名称」の下に「及び連絡先」を加え、同条を同条第八号とし、同条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 隊員としての在職中における次に掲げる日のいずれか早い日（以下「離職前の求職開始日」という。）（離職前の求職開始日がなかつた場合には、その旨）

イ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

ロ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

ハ 再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

五 離職前の求職開始日があつた場合における当該離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容

第八十七条の二十六に次の一号を加える。

十三 防衛大臣等以外の援助を行つた者の氏名又は名称及び当該防衛大臣等以外の援助の内容（防衛大臣等以外の援助がなかつた場合には、その旨）

第八十七条の三十一第十号中「防衛大臣又は官民人材交流センターによる離職後の就職の援助」を「防衛大臣等の援助」に改め、同条を同条第十二号とし、同条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、同条第六号中「名称」の下に「及び連絡先」を加え、同条を同条第八号とし、同条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 離職前の求職開始日（離職前の求職開始日がなかつた場合には、その旨）

五 離職前の求職開始日があつた場合における当該離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容

第八十七条の三十一に次の一号を加える。
十三 防衛大臣等以外の援助を行つた者の氏名又は名称及び当該防衛大臣等以外の援助の内容（防衛大臣等以外の援助がなかつた場合には、その旨）
第八十七条の三十三及び第八十七条の三十四を次のように改める。
（内閣の公表事項）
第八十七条の三十三 法第六十五条の十一第六項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第六十五条の十一第一項の規定による届出に係る者 次に掲げる事項

イ 氏名

ロ 離職時の年齢

ハ 離職時の官職又は階級

ニ 約束前の求職開始日（約束前の求職開始日がなかつた場合には、その旨）

ホ 再就職の約束をした日

ヘ 約束前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容（約束前の求職開始日があつた場合には、再就職の約束をした日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容）

ト 離職日

チ 再就職日又は再就職予定日

リ 再就職先の名称

ル 再就職先の業務内容

ヲ 再就職先における地位

ヅ 求職の承認の有無

ワ 防衛大臣等の援助の有無

二 法第六十五条の十一第三項又は第四項の規定による届出に係る者 次に掲げる事項

イ 氏名

ロ 離職時の年齢

ハ 離職時の官職又は階級

ニ 離職前の求職開始日（離職前の求職開始日がなかつた場合には、その旨）

ホ 離職前の求職開始日があつた場合における当該離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容

ヘ 離職日

ト 再就職日又は再就職予定日（法第六十五条の十一第四項の規定による届出に係る者にあつては、再就職日）

チ 再就職先の名称

リ 再就職先の業務内容

ル 再就職先における地位

ヲ 求職の承認の有無

ヅ 防衛大臣等の援助の有無

ワ 防衛大臣の公表事項

第八十七条の三十四 法第六十五条の十二第四号に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第六十五条の十一第一項の規定による届出に係る者 次に掲げる事項

イ 離職時の年齢

ロ 離職時の官職又は階級

ハ 約束前の求職開始日（約束前の求職開始日がなかつた場合には、その旨）
 二 再就職の約束をした日
 約束前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容（約束前の求職開始日になかつた場合には、再就職の約束をした日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容）
 離職日

ト 再就職日
 再就職先の名称
 再就職先の業務内容
 リ 再就職先における地位
 再就職の承認を得た日
 ル 求職の承認の理由

二 法第六十五条の十一第三項又は第四項の規定による届出に係る者 次に掲げる事項

イ 離職時の年齢
 離職時の官職又は階級

ハ 離職前の求職開始日（離職前の求職開始日がなかつた場合には、その旨）
 離職前の求職開始日があつた場合における当該離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容

ホ 離職日
 再就職日

ト 再就職先の名称
 再就職先の業務内容

チ 再就職先における地位
 再就職の承認を得た日

リ 求職の承認の理由

ル 求職の承認の理由

第八十七条の三十五第一項中「次項及び次条第二項」を「以下この条及び次条」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第八十七条の二十三第四号、第六号及び第十四号、第八十七条の三十三第一号へ並びに前条第一号ホの隊員には、非常勤隊員等を含まないものとする。

第八十七条の三十六第一項中「以下」とあるのは、「隊員（予備自衛官、即ち予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時的に任用された隊員、学生、生徒並びに）」を「以下」とあるのは、「隊員（臨時的に任用された隊員及び）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第八十七条の二十六第四号及び第五号、第八十七条の三十一第五号、第八十七条の三十三第二号ホ並びに第八十七条の三十四第二号二の隊員には、非常勤隊員等を含まないものとする。

附則

（施行期日）
 第一条 この政令は、平成三十年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の自衛隊法施行令（以下この条において「新令」という。）第八十七条の二十三（第四号、第六号、第九号及び第十四号に係る部分に限る。）、第八十七条の二十六（第四号、第五号、第八号及び第十三号に係る部分に限る。）、第八十七条の三十一（第四号、第五号、第八号及び第十三号に係る部分に限る。）、及び第八十七条の三十四（第一号からホまで並びに第二号二及びホに係る部分に限る。）、及び第八十七条の三十四（第一号からホまで並びに第二号八及び二に係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる自衛隊法第六十五条の十一第一項、第三項及び第四項の規定による届出について適用し、施行日前にされたこれらの規定による届出については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「早い日」とあるのは、「早い日（自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第三百二十号）の施行の日以後の日に限る。）」とする。

一 施行日前における隊員（予備自衛官、即ち予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時的に任用された隊員、学生、生徒並びに条件付採用期間中の隊員（防衛大臣の定める隊員を除く。次号において同じ。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）としての在職中に、再就職先に対し、再就職を目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求した隊員 新令第八十七条の二十三第四号

二 施行日前における隊員としての在職中に、再就職先に対し、再就職を目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求した自衛隊法第六十五条の十一第三項に規定する管理職隊員（臨時的に任用された隊員及び条件付採用期間中の隊員を除く。第四項において「管理職隊員」という。）であつた者 新令第八十七条の二十六第四号

3 施行日前に防衛大臣又は官民人材交流センターによる離職後の就職の援助以外の就職の援助（最初に隊員となつた後に行われたものに限る。次項において「防衛大臣等以外の援助」という。）を受けた隊員に対する新令第八十七条の二十三の規定の適用については、同条第十四号中「後に」とあるのは、「後であつて、かつ、自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第三百二十号）の施行の日以後に」とする。

4 施行日前に防衛大臣等以外の援助を受けた管理職隊員であつた者に対する新令第八十七条の二十六及び第八十七条の三十一の規定の適用については、新令第八十七条の二十六第十三号及び第八十七条の三十一第十三号中「防衛大臣等以外の援助を」とあるのは、「防衛大臣等以外の援助（自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第三百二十号）の施行の日以後に行われたものに限る。以下この号において同じ。）を」とする。

内閣官房令

○内閣官房令第九号

職員（退職管理）に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十六条第一項及び第二十九条第一項（同令第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同令を実施するため、職員の退職管理に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

職員（退職管理）に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

職員（退職管理）に関する内閣官房令（平成二十年内閣府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

防衛大臣 小野寺五典
 内閣総理大臣 安倍 晋三